

平成31年第4回玉名市農業委員会総会議事録

平成31年4月5日（金）午後2時 玉名市民会館 第2会議室

1. 本日の出席農業委員は、次のとおりである。

1番	永田 知博	2番	鶴田 克士	3番	赤松 繁之	5番	浦谷 幸司
6番	縄田伊知郎	7番	下川 安	8番	船津 和利	9番	澤村 哲志
10番	田上 一	11番	福田 友明	12番	中島 浩輔	13番	小川 信孝
14番	高田 優子	15番	吉田 孝壽	17番	永田 眞一	18番	堀田 昌子

2. 本日の欠席農業委員は、次のとおりである。

4番 竹下 宏介 16番 島村 秀敏 19番 村端 一弘

3. 本日の出席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

推1	水本 信之	推2	植野 司	推4	土田 健一	推5	小山 勝男
推6	森川 正志	推7	増本 龍雄	推8	岡村 栄一	推9	橘 一輝
推10	栗田 稔	推11	小山久仁江	推12	西分 幸夫	推13	徳井 勝美□
推14	永田 光秀	推15	楯岡 秀昭	推16	井上 道明	推17	中山 一久
推19	平野 秀正						

4. 本日の欠席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

推3 松本 恒幸 推18 坂本 修

5. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長	小山 博	次長	西川慶一郎	係長	竹森 明德	参事	松倉 司
主任	大原 三和	主事	村上 寛子				

6. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

議 題

- 第13号 農地の買受適格証明願（転用目的）について
- 第14号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第15号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 第16号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第17号 農用地利用集積計画の決定について

報 告

- 第9号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について（18条）
- 第10号 農地の形状変更届について
- 第11号 許可不要転用届について

1. 開 会

○事務局長（小山 博君） それでは、定刻を少しまわりましたけど、始めます。

本日は、農業委員総数19名のうち、4番竹下委員、16番島村委員、19番村端委員から欠席の届けがあっており、16名の御出席でございます。

また、農地利用最適化推進委員総数19名のうち、推進員番号3番松本委員と推進員番号18番坂本委員から欠席の届けがあっており、17名の御出席でございます。

玉名市農業委員会会議規則第7条の規定により会議は成立しておりますので、ただいまから平成31年度第4回玉名市農業委員会総会を開会いたします。

-----○-----

2. 会長挨拶

○事務局長（小山 博君） まず、永田会長より御挨拶をいただきまして、引き続き、会議規則第5条の規定により議長をお願いし、議事の進行をお願いいたします。

○会長（永田知博君） はい、どうもお疲れさまです。何回も御挨拶をするような感じになりましたけれども、ちょうど桜が今一番の見ごろでございますして、桜の下で一杯というのも一番いいような時期ではございますので、しかし、ちょっと寒冷といえますか、非常に肌寒い感じもいたしますので、いろいろ体調を崩されるようなこともないと思いますけれども、用心なさっていただきたいと思います。

-----○-----

3. 議事録署名委員指名

○議長（永田知博君） それでは、早速ではございますけれども、議事に入りたいと思います。

本日の議案は、議第13号より議第17号までの81件と、報告第9号より第11号までの27件が提案されております。慎重なる御審議よろしくお願いを申し上げます。

また、本日の議事録の署名委員は、2番鶴田委員と3番赤松委員をお願いいたします。

なお、発言の際には、委員番号と氏名、推進委員からの発言の場合は、推進委員番号と氏名を述べたうえで発言をお願いいたします。また、採決の際の挙手につきましては、農業委員のみの挙手をお願いいたします。

-----○-----

4. 議 事

○議長（永田知博君） それでは、早速議事に入ります。

議第13号、農地の買受適格証明願についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（小山 博君） 議案1ページをお願いいたします。

議第13号、農地の買受適格証明願（転用目的）について。下記のとおり公売に付される農地の買受適格証明願を承認するものとする。平成31年4月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回審議をお願いいたします買受適格証明について、お配りしております資料の一部、このようなちょっと字がやや大きい、買受適格証明と始まっている1枚の用紙を出しておりますが、その資料の一部から説明いたします。

まず、冒頭にこれは書いてありますが、買受適格証明願とは、裁判所で競売にかかった農地や税務署で公売にかかった農地を入札する場合、その入札者が農地法の許可を受けることができるものであることを証明する書類であること。証明書の種類のことです。

次に、買受適格証明の審査については、農地法第5条の審査基準に従い、許可と認められる場合、証明書が交付されるということがあります。それと一つ飛ばしまして、買受適格証明についての注意事項の①にですね、提出する先は、農地の所在する農業委員会ですとあります。これは、要はこのように申し出をする方に対しての説明であり、ここにありますとおり、提出先が農業委員会であることが、そこが明記されております。

今申し上げたところの買受適格証明願とは、諸事情により差し押さえられ、競売や公売にかかった農地の入札に参加する場合、その入札者が農地法の許可を受けることができる者であることを証明する書類のことで、買受適格証明書交付の可否については、農業委員会で審査されることとなります。

また、農地の買受適格証明願は、今回の議案1ページの冒頭にですね、お示ししておりますように、議案の1ページに議事のタイトルがありますが、そこに括弧書きで転用目的とあります。買受証明願には転用目的と耕作目的があります。今回の議第13号1番の案件は転用目的であり、その場合は農地法第5条の審査基準に従い審査をお願いするものです。また、もう一つの耕作目的の場合だった場合は、農地の権利移動により、農地法第3条の審査基準により審査することとなります。

それでは、議案の説明に入ります。

1ページ、議第13号1番、合志市の申請人で、公売物件が亀甲の畑586㎡です。転用目的は貸駐車場です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。申請地は、JR玉名駅と国道208号線に挟まれ、マンション、アパート、事業所等があり、駐車場の需要が見込まれます。入札日は平成31年4月17日で、開札も当日行われます。なお、附帯決議といた

しまして、1 ページの下段に記載してありますが、買受適格証明の交付を受けた者が、最高買受申込者または次順位の買受申込者となり、5 条許可申請が出された場合は、この審議をもって意見を付して許可するものであります。

以上でございます。

○議長（永田知博君） はい、どうも説明ありがとうございました。

それでは、1 番について、委員の説明をお願いいたします。

○3 番（赤松繁之君） はい、3 番、赤松です。今、事務局から説明があったとおりですが、1 番の案件について説明いたします。

この案件は、国税庁の滞納による農地等の公売処理物件であり、5 条許可申請として現地調査をいたしました。買受人は貸駐車場を建設予定で、2 2 台分です。場所はカーリーノ玉名店西側で、国道 2 0 8 号と玉名駅通りの中央部ぐらいのところにあたります。境はブロックで囲んで、盛土をしてその上に採石を敷き、土砂の流出を防ぐそうです。駐車場のために給排水はなく、雨水は自然浸透だそうです。北側と東側は里道が通り、西側は宅地と道路、南側は畑ですが、駐車場ですので農地には影響なく、5 条申請としては何ら問題なく承認相当と思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま担当委員の説明が終わりましたけれども、この 1 番について、皆さんより何か御意見、御質問はございませんでしょうか。何もございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） それでは、御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

議第 1 3 号、農地の買受適格証明願について、原案どおり承認することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。異議がないものと認め、議第 1 3 号については、承認することに決定いたしました。

次に、議第 1 4 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（小山 博君） 議案 2 ページをお願いします。

議第 1 4 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について。農地法第 3 条第 1 項の規定による下記農地の所有権移転及び使用収益権設定許可申請について許可するものとする。平成 3 1 年 4 月 5 日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1 番、築地の申請人で、築地の田 4 6 0 m²を相手方の要望と代替地取得のため

売買するものです。

2番、広島県東広島市と大浜町の申請人で、大浜町の田1,405㎡を相手方の要望と経営拡張のため売買するものです。報告第9号7番と関連がございます。

3番、伊倉の申請人で、北牟田の田3,911㎡を相手方の要望と経営拡張のため賃貸借権を設定するものです。報告第9号14番と関連がございます。

3ページをお願いします。

4番、玉東町と下の申請人で、安楽寺の畑725㎡外1筆、計1,573㎡を労力不足と経営拡張のため売買するものです。次の議第14号5番と合わせて下限面積の要件を満たすものであります。

5番、下の申請人で、下の田1,142㎡を相手方の要望と経営拡張のため賃貸借権の設定をするものです。前の議第14号4番と合わせて下限面積の要件を満たすものです。

6番、上小田の申請人で、山部田の田882㎡を姪へ贈与するものです。

7番、岱明町の申請人で、岱明町古閑の田613㎡外1筆、計732㎡を姉へ贈与するものです。

次の8番ですが、これから説明いたします議第14号8番から12番までは関連しており、8番から12番と合わせて下限面積の要件を満たすものです。

8番、横島町の申請人で、横島町横島の畑668㎡を相手方の要望と経営拡張のため売買するものです。

4ページをお願いします。

9番、繁根木と横島町の申請人で、横島町横島の畑646㎡外1筆、計1,053㎡を相手方の要望と経営拡張のため売買するものです。

10番、横島町の申請人で、横島町横島の畑413㎡を労力不足と経営拡張のため売買するものです。

11番、横島町の申請人で、横島町横島の畑1,232㎡外1筆、1,854㎡を相手方の要望と経営拡張のため賃貸借権を設定するものです。

12番、横島町の申請人で、横島町横島の樹園地201㎡外2筆、計1,238㎡を相手方の要望と経営拡張のため使用貸借権を設定するものです。

13番、横島町の申請人で、横島町大園の田1,907㎡を相手方の要望と経営拡張のため売買するものです。

5ページをお願いします。

14番、横島町の申請人で、横島町横島の田1,095㎡外5筆、計10,648㎡を孫へ贈与するものです。

15番、滋賀県野洲市と横島町の申請人で、秋丸の田894㎡外1筆、計1,7

89㎡を労力不足と経営拡張のため売買するものです。

16番、横島町の申請人で、横島町横島の田4,188㎡を子へ贈与するものです。

17番、横島町と岱明町の申請人で、横島町横島の田4,283㎡を孫へ贈与するものです。次の議第14号18番と関連しております。また、報告第9号15番と関連がございます。

6ページをお願いいたします。

18番、横島町と岱明町の申請人で、横島町横島の田1,089㎡を一部経営移譲のため使用貸借権を設定するものです。議第14号17番と関連しております。

19番、岱明町と天水町の申請人で、岱明町浜田の田448㎡を労力不足と経営拡張のため売買するものです。

20番、福岡県福岡市と天水町の申請人で、天水町立花の畑659㎡を労力不足と経営拡張のため売買するものです。

21番、福岡県福岡市と熊本市の申請人で、天水町立花の田1,509㎡外1筆、計2,120㎡を労力不足と経営拡張のため売買するものです。報告第9号12番と関連しております。

以上21件、合計42,462㎡につきまして、農地法第3条第2項各号の禁止規定から申請内容を審査し、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係も問題がないこと、4番と5番及び8番から12番は、同時に承認していただいた時点で下限面積を超えることから、許可要件の全てを満たしているものと判断し、御提案いたします。

よろしく審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

受付番号1番より、順次委員の説明をお願いいたします。

1番からどうぞ。

○3番（赤松繁之君） はい、3番、赤松です。1番の案件について説明いたします。

1番の案件は、買受人と売渡人は親戚だそうで、米とか果樹を買受人は作って大々的に農業をやっておられて、下限面積もクリアしているので、何ら問題なく許可相当と思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、2番、お願いいたします。

○推4番（土田健一君） はい、推進委員番号4番の土田です。2番の案件について御説明いたします。

譲渡人は相手方の要望、そして譲受人は経営拡張ということで、譲受人については下限面積を満たしていることから、許可相当と判断いたします。

御審議よろしくお願ひいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、3番、お願ひします。

○5番（浦谷幸司君） 農業委員5番、浦谷です。3番の案件について説明いたします。

貸付人のほうは、昨年度まで違う方に貸しておりましたけれども、その方が体調不良で、今度借受人のほうに貸し付けるということでございます。下限面積は満たされておりますので、許可相当と思います。

よろしくお願ひいたします。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、4番、お願ひいたします。

○7番（下川 安君） 7番の下川です。

4番と5番は申請人が同じなので続けて説明をしたいというふうに思います。

4番は、申請人は労力不足と経営拡張という所有権移転の申請が出ています。

それと5番は、申請は相手方の要望と経営拡張という賃貸借権の設定が申請が出ています。この両方を合わせると耕作面積が5,383㎡ということで、下限面積を満たしています。

それと申請人、農機具等の保有もありまして、農業の従事についても問題ないと思いますので、この2件についての申請は、一応問題ないというふうに思っています。

よろしくお願ひします。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、6番をお願ひいたします。

○8番（船津和利君） 6番の案件について報告します。8番の船津です。

譲渡人は高齢のためですね、介護施設へ入所、管理ができないということで、姪に贈与という形になっております。何も問題ないと思います。3月18日に自宅へ来てですね、そういう形を取りますという説明もありましたので、何も問題ないと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、7番どうぞ。

○11番（福田友明君） 11番の福田です。7番について説明いたします。

譲渡人と譲受人は、ここに書いてあるとおり姉と弟ということでございますが、所有権移転に対しまして条件も満たされております。何ら問題ないと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、8番、お願いいたします。

○推14番（永田光秀君） 推進委員14番、永田です。8番から12番は、新規就農の案件となっております。

申請人は、横島町の外平山という山に自宅を構えられていまして、その自宅の裏山が荒れ放題ということで、その畑を利用して野菜、果樹や花などを生産して栽培していきたいということでした。総面積5,226㎡に将来は体験型の観光農園を目指したいということでした。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、13番、譲渡人は相手方の要望、譲受人は経営拡張ということで、何ら問題なく許可相当と思われます。よろしく審議のほどお願いします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

8番から13番まで説明をしていただきました。ありがとうございます。

それでは、14番、お願いいたします。

○推15番（楯岡秀昭君） 推進委員番号15番、楯岡です。

譲渡人と譲受人は祖父と孫の関係でありまして、祖父から孫への贈与ということですので、下限面積も満たしていますので、許可相当と思われますので、審議よろしくお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、15番、お願いします。

○推15番（楯岡秀昭君） 14番の続きでですね、推進委員15番楯岡です。

譲渡人は労力不足、譲受人は経営拡張ということで、下限面積も満たしていますので、許可相当と思われますので、御審議よろしくお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、16番、お願いします。

○推16番（井上道明君） 推進委員16番井上でございます。16番、17番、18番の案件は、一緒のミニトマト農家経営者です。

まず、16番の案件は、父から子への贈与で、何ら問題はないと思います。

17番の案件は、お爺ちゃんから孫への贈与で、このお孫さんは今度認定農家を取得しました。孫への贈与で何ら問題ないと思います。

18番の案件は、これは今言ったお孫さんのお父さんからの一部経営移譲です。何ら問題ないと思います。どうか審議よろしく申し上げます。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。16番、17番、18番と説

明をしていただきました。

それでは、19番、お願いします。

○推12番（西分幸夫君） 推進委員12番、西分です。19番の案件について御説明いたします。

本案件は、労力不足と経営拡張による所有権の移転です。審査すべき点は、譲受人の天水という住所と、それから譲受地のほうが帳簿で面積が非常に小さいという点が審査の焦点になると思いますけれども、この譲受人は、譲渡地のすぐそばに実家がありまして、その実家に農機具等を保管しており、その農機具を使って耕作することもできまして、許可要件は、下限面積を含め全て満たしていると思いますので、委員としては認可相当と思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、20番、お願いいたします。

○18番（堀田昌子君） はい、18番、農業委員、堀田です。20番の案件について説明します。

譲渡人は相続されたもので、遠くに住んでおられ、労力も不足しております。譲受人は、今まで借りていた土地を譲り受けるもので、経営拡張です。特に問題もなく、許可相当と判断します。

続いて、21番の案件について説明します。

21番も同様で、譲受人は経営拡張です。特に問題はなく、許可相当と判断します。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

1番から21番まで委員の説明が終わりました。皆さんより何か御意見、御質問はございませんでしょうか。はい、どうぞ。

○5番（浦谷幸司君） すみません、3番の案件で今日説明したんですけれども、これ農地管理機構に貸し付けた農地の扱いはどういう形にしたほうがよかですかね。例えば、耕作はしとるばってんが、もう貸し付けとるけん面積は外れとるか、それともこの経営面積の中に書いていいのか、そのあたりをちょっとお伺いいたします。

○係長（竹森明德君） 事務局、竹森です。今の御質問ですけども、一応自作地のほうが4,859㎡と、申請書のほうには貸付地として13,730㎡出てきてます。一応法人のほうに貸されている分については、自作地から外れた面積になりますので、4,859㎡と今回3,911㎡なので、下限面積自体はクリアしてますので大丈夫です。以上です。

○5番（浦谷幸司君） 要するに貸し付けとる面積は抜いとるけん、それがもしこういう場合、自作地が満たさない面積だったら。

- 係長（竹森明德君） 3条の要件のときは自作地だけの面積になるので、貸し付けている分は含まれないようになります。
- 5番（浦谷幸司君） ということは、申請出すとき。
- 係長（竹森明德君） 新たに借りられたり買われたりするところを合わせて5反以上であれば下限面積は満たされます。
- 5番（浦谷幸司君） 未満だったら。
- 係長（竹森明德君） 未満だったら満たされないです。
- 5番（浦谷幸司君） じゃあ貸し付けとる面積はもう。
- 係長（竹森明德君） 例えば、1回解約して自作地に戻したりとかという、ちょっと複雑にはなると思いますけど。
- 5番（浦谷幸司君） こんなに貸し付けがあつとるけんですね、もし買いたいという形になったとき、面積が満たしてないということになれば、機構として通しての売買ということならOKということですか。
- 係長（竹森明德君） すみません。そこはちょっと、後ほど調べてから、すみません。
- 議長（永田知博君） これは浦谷さん、中間管理機構にこれは預けてある面積に入つとらんですか。
- 5番（浦谷幸司君） 自分の面積を預けとんなはつとですよ、管理機構に。それでもうちちょっと面積は持つとんなはるですけど、実際、自分が今、自作地という形で残つとる分がこの部分です。
- 議長（永田知博君） これが4,859㎡。
- 5番（浦谷幸司君） はい。法人に貸し付けとる者、法人に加入しとる者はほとんど貸し付けとるけんですね。その人が今度はこういう形で、もし買ったり、小作しようとしたとき、下限面積が足らんということが出てくるということもなりやせんかなということでもちょっとお伺いしました。
- 議長（永田知博君） そこで、その3,911㎡を借りられるわけでしょう。結局それだといいわけですよね。それで、この3,911㎡というのは、中間管理機構は関係ないということですかね。
- 係長（竹森明德君） ないです。
- 議長（永田知博君） はい、わかりました。
はい、ありがとうございました。
ほかには皆さん、何かございませんでしょうか。
- （なしの声）
- 議長（永田知博君） ほかに御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

4番と5番及び8番から12番につきましては、下限面積の要件があり、4番と5番及び8番から12番まで、全てにおいて許可された時点で下限面積が満たされたことになり、許可することとします。議第14号、農地法第3条農地の所有権移転許可申請について、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長(永田知博君) はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第14号については、許可することに決定いたしました。

○議長(永田知博君) 次に、議第15号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長(小山 博君) 議案7ページをお願いいたします。

議第15号、農地の転用許可申請について。農地法第4条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成31年4月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、申請物件が松木の田7.6㎡で、転用目的が宅地拡張での申請です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

以上1件、7.6㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。

去る4月3日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。どうぞよろしく御審議をお願いいたします。

○議長(永田知博君) はい、どうもありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

それでは、委員の説明をお願いいたします。

1番、どうぞ。

○推1番(水本信之君) 推進委員番号1番、水本です。

場所は、松木の年金事務所の北側です。土地を造成する前に、そこが田んぼだったために隣接する農地の境に用水路があり、そこだけが現在、田になっていると。そこに50cmぐらいの幅でですね、10mぐらいの田んぼになっていると。そこをですね、ただ宅地として申請したいということで、給排水計画はなしで、事業面積は7.6㎡、造成はしないと。

現地調査の結果、何ら問題なく、本件については許可相当と判断いたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

委員の説明が終わりました。御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

議第15号、農地法第4条の規定による許可申請について、原案どおり承認することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第15号については、許可することに決定しました。

次に、議第16号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

議第16号は、受付番号7番について、始末書が提出されておりますので、委員説明の前に事務局より始末書を読み上げます。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（小山 博君） 8ページをお願いいたします。

議第16号、農地の転用許可申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成31年4月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、申請物件が中の畑315㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

2番、申請物件が立願寺の畑271㎡で、転用目的は駐車場です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第2種農地と判断しております。

3番、申請物件が松木の田145㎡で、転用目的は建売住宅1戸です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

9ページをお願いいたします。

4番、申請物件が築地の畑50㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

5番、申請物件が築地の畑711㎡で、転用目的は調剤薬局です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。報告第9号25番と関連しております。

6番、申請物件が滑石の田503㎡外2筆、計1,299㎡で、転用目的は太陽光発電施設です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第2種農地と判断しております。報告第9号20番と関連しております。

7番、申請物件が大浜町の田85㎡で、転用目的は宅地拡張です。農地区分は、おおむね10ha以上の一団の農地内に所在する農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可となるところですが、既存施設の拡張であり、例外的に許可は可能となっております。

10ページをお願いいたします。

8番、申請物件が伊倉南方の畑268㎡で、転用目的は資材置場です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第2種農地と判断しております。

9番、申請物件が寺田の畑984㎡で、転用目的は貸資材置場です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第2種農地と判断しております。

10番、申請物件が岱明町野口の田259㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、おおむね10ha以上の一団の農地内に所在する農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可となるところですが、申請地の周辺において居住する者の日常生活上、業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものとして、例外的に許可は可能となっております。

11番、申請物件が岱明町高道の田393㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

11ページをお願いいたします。

12番、申請物件が横島町横島の田583㎡で、転用目的は貸資材置場です。農地区分は、おおむね10ha以上の一団の農地内に所在する農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可となるところですが、申請地の周辺において居住する者の日常生活上、業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものとして、例外的に許可は可能となっております。

以上12件、合計5,363㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。

去る4月3日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。それでは、担当委員の説明をお願いいたします。

1番、どうぞ。

○3番（赤松繁之君） はい、3番、赤松です。1番の案件について御説明いたします。

申請人は市内在住、借家住まいで、個人住宅との思いの申請です。場所はJR玉名駅の南西100mぐらいのところ、周りは宅地化された一画です。北側と西側

に道路が通っております。建物は木造平屋建て1棟と駐車場2台分です。給排水は公共の上下水道を利用し、雨水は自然浸透を図り、オーバー分は集水桝を設けて北側道路側溝へ接続放流だそうです。もともと宅地だったところを畑にして今回の申請ということで、造成の必要もなく、現地調査の結果、許可相当と思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、2番、どうぞ。

○推1番（水本信之君） 推進委員1番、水本です。2番の案件について説明します。

場所は蛇ヶ谷公園の西側、転用目的は駐車場拡張のため、面積は271㎡、駐車場8台分、給排水計画は特にありません。雨水は自然浸透、境界にはコンクリートブロックを埋設し、土砂の流出を防ぐそうです。本件については、隣接する周りの農地もなく、調査の結果、何ら問題なく許可相当と判断します。

○議長（永田知博君） 3番も一緒でしょう。お願いします。

○推1番（水本信之君） 3番について説明します。

場所は松木の年金事務所の北側、転用目的は建売住宅、事業面積は145㎡、木造2階建て住宅1棟、給排水計画は既存の地区水道により引き込み、生活排水、汚水は埋設下水道に排水する。本件については、隣接する周りが住宅地で、現地調査の結果、何ら問題なく、許可相当と判断します。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、4番、お願いします。

○3番（赤松繁之君） はい、3番、赤松です。4番の案件について御説明いたします。

申請人は市内の借家住まいで、個人住宅との思いの申請で、場所は築山小学校から西南西300mぐらいのところですが。蓮華院誕生寺の西側で、南側を市道が通り、北側は宅地、東側は譲渡人の農地があります。今回の元々宅地だった382㎡と畑50㎡を敷地として、建物は木造平屋建て1棟と駐車場3台分で、給排水は公共の上下水道を利用し、雨水は雨水桝を設置し、道路側溝へ接続放流、道路との段差もなく、北側と東側にブロックで境を造るそうで、現地調査の結果、何ら問題なく、許可相当と思います。

続きまして、5番の案件について説明いたします。

申請人は現在、立願寺で調剤薬局を営んでいるが、今回隣地の医院開設に伴う調剤薬局の新設のための申請です。場所は玉名工業高校の北東で208号との間です。北側を市道が通り、西側は樹園地、南側は水田で、東側は医院というところで、周りをブロックで囲み、盛土をして造成し、土砂の流出を防ぐそうです。建物は平屋1棟、駐車場が9台分で、給排水の公共の上下水道を利用し、雨水は雨水桝を設置

し、市道側溝へ接続放流するそうです。3種農地でもあり、周りの農地には十分留意するとのことで、現地調査の結果、許可相当と思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、6番、お願いします。

○推2番（植野 司君） 推進委員2番、植野です。

案件6番、申請は田1,299㎡です。転用目的は、太陽光発電施設です。造成はありません。雨水は自然浸透です。給水はありません。

許可相当と判断しました。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、受付番号7番につきまして、事務局より始末書を読み上げます。

○参事（松倉 司君） — 7番の案件について始末書朗読 —

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、7番について説明をお願いいたします。

○推4番（土田健一君） 推進委員4番の土田です。7番の案件について御説明いたします。

申請物件については、田の85㎡ということで、申請人については、今、始末書にもありましたように、親子関係のほうで申請がなされております。これについて場所はですね、大浜新町橋の上流400mぐらいの大浜川堤防下のところに住宅が建設されております。この該当する住宅については、もう50年近くなるんですけども、該当のこの農地についてはですね、その宅地が住宅ができる前に基盤整備事業が行われておって、当然宅地についてはその対象外だったんですけども、該当のこの田の85㎡というのをですね、その時点では基盤整備によって用排水路が変更された関係で出てきてる、それも含めた農地でございます。

今回の親子関係の贈与による登記の処理をしてる間に、その始末書にありましたように農地から転用されてないということが判明しまして、今回申請がなされたわけでございます。ちょうどその該当する車庫及び倉庫の中心部のところに、基盤整備以前の排水路がございまして、この部分についてはですね、土地改良区のほうから払い下げをして処理をされております。

そういうことで、現地調査を行いました中ではですね、この現宅地面積が342.15㎡、そして申請地が85㎡ということで、合計の427.15㎡、これは個人住宅としての規模は妥当と思われまして、当然、土地改良区の用地についてはですね、払い下げをされてる。そういう関係が許可相当じゃないかというふうに考えられます。

それと、これを転用した場合に、給排水についてはですね、給水はございません。

排水については雨水のみの排水処理になっておりますので、付近の農地への影響はないというふうに思われます。その他被害防除計画等いろいろ計画を立てられていますが、隣接する農地への影響はないということで、許可相当ということで判断をしております。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、8番、お願いします。

○5番（浦谷幸司君） 農業委員5番、浦谷です。8番の案件について説明いたします。

8番の案件は、伊倉のちょうど真ん中というか、信用金庫がございます。その信用金庫のまず反対で南側の地点で、譲渡人と譲受人は隣同士でございました。今、譲渡人が違うところに家を建てられまして、宅地も今、空き地というような状態になっておりました。それで譲受人が宅地と、その宅地の裏側に畑が、268㎡の畑がございました。その畑と宅地を同時に譲り受けた時点で、資材置場を設置することによってございます。

申請地は宅地の隣ということによってございますので、そこに採石砂利の置場ということで、宅地の部分については、作業用車両の駐車場ということによってございます。周りほとんど宅地でございます、真ん中にぼつんと畑があったというような状況でございます。畑でございます、そこに宅地と畑に敷き砂利等をして、雨水を自然浸透ということで、あとは生活雑排水等は発生しませんので、何ら被害をおよぼすということはないということによってございます。

それから、周囲におきましては、南北、東側、既に石積み、ブロック等がございます、土砂の流出等はないということによってございますので、私たち現地を調査いたしましたところ、何ら問題はないということで、皆さん方の御審議をよろしくお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、9番、お願いいたします。

○6番（縄田伊知郎君） 農業委員6番、縄田です。9番の案件について説明いたします。

申請者は、玉名市津留に事業所を要する造園業を営んでおられます。後継者がおられて、今後事業が伸びるということで、資材置場を拡張したいということで考えておられました。申請地はですね、広域農道ですね、尾田から天水に抜ける広域農道を200mぐらい登ったところから右に入ったところで、事業所から大体400mぐらいの距離なので、すごく使い勝手がいいということで、所有者の方も譲渡に快諾されたということでその地に選定されたということです。給水方法、給水、排水についてはありません。雨水は自然浸透なんです、念のため集水桝によりオー

バーフローした分を側溝に流すということでした。北側はかなりの高土手になっており、申請面積は984㎡なんですが、実質有効面積は500㎡ぐらいしかないそうです。工事においてその高土手のほうに土砂の流出のないように対策を講じるということでした。

現地調査の結果、許可相当と判断いたします。以上、御審議よろしく願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、10番、お願いいたします。

○10番（田上 一君） 10番の田上です。10番の案件を説明します。

場所は208号線の居酒屋から南へ入ったところで、玉名の計画道路のほうに面した場所です。本件の譲受人は、現在、玉名市山田のアパートに住んでおられますが、申請地は実家に近いため、両親に育児の援助の期待もあるし、借家も手狭になったため個人住宅を計画されたものです。事業面積は259㎡とのことで、給水は、生活としては市の上水道を利用し、生活雑排水については、申請地の北側に小型合併浄化槽を設置して、北側の市道の埋設管を通じて東側の市道の側溝に放流するそうです。また、雨水も同様に側溝に放流するとのことでした。被害防除計画としては、申請地は計画道路工事のために分筆されている土地なので、現在耕作されておりませんので、造成が必要のため農地に面した西側と南側はブロックで囲み、土砂の流出がないように十分配慮するとのことでした。北と東側は里道になっています。また計画道路に面している東側は、当分道路面は泥を切ったままにしておき、工事の進み具合を見てから考えて工事をするとのことでした。そういうことで、いっぺんに工事を終わるわけにはいかないような現状でした。それで市役所の土木課とも話し合いをして進めるそうですから、何も問題はなく、許可相当と考えました。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、11番、お願いいたします。

○12番（中島浩輔君） 農業委員の12番、中島です。

申請地、ここは岱明の総合支所のほうから南のほうに400mぐらい行った右上に、以前、高道城の跡の近く、その西側にあるところです。11番の案件について説明いたします。

譲渡人と譲受人は親子関係です。目的は木造の平屋の個人住宅を建てるということです。ここには父が所有されてる田を転用し、本件に隣接している南側を計画されております。第3種農地の農用地区域外のところです。本家に両親と2人の子どもたちを含め、将来的に生活を送るには手狭と考え、申請されています。東側、南

側には親の、父の所有する田があり、L型を埋設し、西側には住宅がありまして、5段ほどのブロック塀がなされておりました。北側には本家がありますが、そのままの状態ですということ、上水道及び生活雑排水、汚水については、隣接する市道の上下水道に接続されるそうです。雨水については自然浸透をさせ、オーバーフロー分については市道の排水路に流すということです。

現地調査の結果、問題ないものと思います。御検討のほどよろしく申し上げます。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございます。

それでは、12番をお願いいたします。

○推16番（井上道明君） 推進委員16番、井上です。12番の案件について説明します。

この土地は現在休耕地となっています。目的は貸資材置場です。転用面積580㎡に隣接するところに、もともと宅地が340㎡ありました。合わせて約930㎡をこの会社社長個人が個人で取得し、自分の会社へ貸し出しをするようです。給水はなし、雨水については自然浸透といたします。周囲をブロック塀で囲み、土砂の流出や堆積がないように計画をしています。どうかよろしくをお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

1番から12番まで説明が終わりました。何か皆さんより御意見、御質問などはございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

議第16号、農地法第5条の規定による許可申請について、原案どおり承認することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第16号については、許可することに決定しました。

次に、議第17号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（小山 博君） 12ページをお願いします。

議第17号、農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、次のとおり決定する。平成31年4月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

13ページから14ページの総括表、15ページから19ページまでの集計表のとおり、玉名市長より意見を求められております。

今回は所有権移転が11件、27,689㎡、利用権設定が35件、114,828㎡、合計46件の142,517㎡の集積で、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断し、御提案しております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま事務局の説明が終わりました。御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に入ります。

議第17号、農用地利用集積計画の決定について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

異議がないものと認め、議第17号については、原案どおり決定しました。

-----○-----

4. 報 告

○議長（永田知博君） 次に、報告第9号、10号、11号について、事務局より説明をお願いします。

○事務局長（小山 博君） 20ページをお願いします。

報告第9号、農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農地法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理したので報告します。平成31年4月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回、20ページから25ページまでの25件、合計76,816㎡の解約通知を受理しております。

続きまして、26ページをお願いいたします。

報告第10号、農地の形状変更届について。下記農地の形状変更届がありましたので報告します。平成31年4月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回1件、1,800㎡の届出を受理しております。

続きまして、27ページをお願いします。

報告第11号、許可不要転用届について。下記のとおり許可不要転用届を受理したので報告します。平成31年4月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

農業用施設用地とする届出を受理しております。

以上、報告を終わります。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま事務局より報告がありました。全体的に皆さんより何か御意見、御質問などはございませんでしょうか。

(なしの声)

○議長（永田知博君） 質問もないようでございますので、議案審議と報告をこれもちまして終わります。

-----○-----

5. その他

○議長（永田知博君） その他に移ります。

事務局のほうからその他で何かありませんか。

○係長（竹森明德君） すみません、事務局の竹森です。

3条関係で浦谷委員から質問のあった件につきましては、もう一回調べて御報告したいと思います。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

浦谷委員、それでよろしゅうございますか。よろしくお願ひします。

皆さん、ほかには何かございませんでしょうか。

(なしの声)

-----○-----

6. 閉 会

○議長（永田知博君） 何もないようでございますので、慎重なる御審議誠にありがとうございました。

これもちまして第4回の農業委員会総会を閉会いたします。

どうも長時間にわたりましてありがとうございました。お疲れさまでした。

-----○-----

閉 会 午後3時14分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

平成31年4月5日

玉名市農業委員会会長 永田 知博

農 業 委 員 鶴田 克士

農 業 委 員 赤松 繁之